

12 ひとり親世帯の親の帰宅時間

(1) 帰宅時間

母子世帯の母では、「午後6時以前」に帰宅する者が41.0%と最も多くなっているが、父子世帯の父の帰宅時間では、「午後6～8時」が44.0%と最も多くなっている。

表12-(1) 就業者の帰宅時間

区 分	総 数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない
母子世帯	平成10年 (100.0)	(42.6)	(33.6)	(6.7)	(7.4)	(9.7)
	平成15年 千世帯 1,017.3 (100.0)	(41.0)	(35.0)	(6.7)	(5.1)	(12.2)
父子世帯	平成10年 (100.0)	(19.6)	(47.2)	(16.8)	(7.0)	(9.4)
	平成15年 千世帯 158.5 (100.0)	(16.9)	(44.0)	(18.7)	(10.8)	(9.6)

(2) 就業上の地位別の構成割合

就業している母のうち「臨時・パート」の帰宅時間は「午後6時以前」が55.9%と最も多くなっている。

また、「常用雇用者」の帰宅時間は母子世帯と父子世帯ともに「午後6～8時」が最も多くなっている。

表12-(2)-1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

区 分	総 数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない
平成15年 総 数	千世帯 1,017.3 (100.0)	(41.0)	(35.0)	(6.7)	(5.1)	(12.2)
常用雇用者	398.5 (100.0)	(26.3)	(49.1)	(8.4)	(1.8)	(14.4)
臨時・パート	498.1 (100.0)	(55.9)	(24.6)	(3.2)	(5.3)	(11.0)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表12-(2)-2 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合

区 分	総 数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない
平成15年 総 数	千世帯 158.5 (100.0)	(16.9)	(44.0)	(18.7)	(10.8)	(9.6)
常用雇用者	120.3 (100.0)	(17.5)	(42.1)	(23.8)	(7.9)	(8.7)

(注) 総数は不詳を除いた値である。